(下線部分変更)

改訂後

店頭外国為替証拠金取引説明書 【みんなのFX・みんなのシストレ】

当社が提供する「みんなのFX」「みんなのシストレ」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭外国為替証拠金取引(以下、総称して「本件FX取引」といいます。)をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

なお、当社が別途提供する「みんなのオプション」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引(以下、「本件オプション取引」といいます。)又は「みんなのコイン」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭暗号資産証拠金取引(以下、「本件暗号資産 CFD 取引」といいます。)をされるに当たっては、「店頭通貨バイナリーオプション取引説明書【みんなのオプション】」又は「店頭暗号資産証拠金取引説明書【みんなのコイン】」の内容を十分に読んでご理解ください。

(省略)

本件FX取引のリスク等重要事項について

1.~6.(省略)

7. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。

Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Forex Capital Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)

LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)

フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited (証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) 現行

店頭外国為替証拠金取引説明書 【みんなのFX・みんなのシストレ】

当社が提供する「みんなのFX」「みんなのシストレ」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭外国為替証拠金取引(以下、総称して「本件FX取引」といいます。)をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

なお、当社が別途提供する「みんなのオプション」のサービス名にて行う、店頭デリバティブ取引に該当する店頭 通貨バイナリーオプション取引(以下、「本件オプション取 引」といいます。)をされるに当たっては、「店頭通貨バイナリーオプション取引説明書【みんなのオプション】」の内容 を十分に読んでご理解ください。

(省略)

本件FX取引のリスク等重要事項について

1.~6.(省略)

7. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。

Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構) Forex Capital Markets Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)

LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構) Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機 構)

フィリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) OCBC Securities Private Limited (証券業:シンガポール通貨庁) SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー) ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) Barclays Bank PLC(金融商品取引業:英金融行為監督機構) Commerz Bank AG(金融商品取引業:独連邦金融監督庁) 株式会社東京金融取引所(金融商品取引所)

8. (省略)

本件FX取引のリスクについて

(省略)

本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて

(省略)

本件FX取引の仕組みについて

(省略)

■本件FX取引について

当社が提供する本件FX取引は、お客様が所定の金額を当社に 事前に預託することで、通貨の売買取引を行う金融商品取引法 第2条第 22 項で規定された店頭デリバティブ取引に該当するF X取引となります。

本件FX取引には、お客様の判断で、手動(お客様がご自身の裁量)でFX取引を行う「みんなのFX」と、お客様ご自身でストラテジーを選択し、ストラテジーの売買シグナルに準じて自動でFX取引を行う「みんなのシストレ」があります。

「みんなのFX」の口座を「FX口座」、「みんなのシストレ」の口座を「シストレ口座」といいます。その他、お客様の金融機関口座と当社の証拠金の入金及び出金を行う「入出金口座」があります。お客様が本件FX取引を行うためには、「FX口座」、「シストレ口座」、「入出金口座」の全てを保有する必要があります。また、FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設した後、当社の指定する方法に従って別途開設することができる「みんなのオプション」の口座を「オプション口座」、「みんなのコイン」の口座を「コイン口座」といいます。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。

1.~7.(省略)

8. 取引価格

当社は通常、複数のカバー取引先から配信された価格を参考にして、当社基準にて決定されたビッド価格とアスク価格をお客様に同時に提示します。

ビッド価格とアスク価格にはスプレッド(価格差)があり、通常、アスク価格はビッド価格より高くなっています。スプレッドは、為替相場動向の急変及び市場の流動性の減少等により変動する場合があります。また、「みんなのFX」と「みんなのシストレ」では、

ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁) <追加>

8. (省略)

本件FX取引のリスクについて

(省略)

本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて

(省略)

本件FX取引の仕組みについて

(省略)

■本件FX取引について

当社が提供する本件FX取引は、お客様が所定の金額を当社に 事前に預託することで、通貨の売買取引を行う金融商品取引法 第2条第 22 項で規定された店頭デリバティブ取引に該当するF X取引となります。

本件FX取引には、お客様の判断で、手動(お客様がご自身の裁量)でFX取引を行う「みんなのFX」と、お客様ご自身でストラテジーを選択し、ストラテジーの売買シグナルに準じて自動でFX取引を行う「みんなのシストレ」があります。

「みんなのFX」の口座を「FX口座」、「みんなのシストレ」の口座を「シストレ口座」といいます。その他、お客様の金融機関口座と当社の証拠金の入金及び出金を行う「入出金口座」があります。お客様が本件FX取引を行うためには、「FX口座」、「シストレ口座」、「入出金口座」の全てを保有する必要があります。また、FX口座、シストレ口座及び入出金口座を開設した後、当社の指定する方法に従って別途開設することができる「みんなのオプション」の口座を「オプション口座」といいます。なお、いずれかの口座のみを指定して開設及び解約することはできません。

1.~7.(省略)

8. 取引価格

当社は通常、複数のカバー取引先から配信された価格を参考にして、当社基準にて決定されたビッド価格とアスク価格をお客様に同時に提示します。

ビッド価格とアスク価格にはスプレッド(価格差)があり、通常、アスク価格はビッド価格より高くなっています。スプレッドは、為替相場動向の急変及び市場の流動性の減少等により変動する場合があります。また、「みんなのFX」と「みんなのシストレ」では、

それぞれの口座で提示する価格およびスプレッドも異なります。 原則として「みんなのシストレ」は「みんなのFX」と比してスプレッドが広くなります。

お客様がシステムトレードを行うのは「みんなのシストレ」であり、 プログラムが取引を行うのも「みんなのシストレ」となるため、お客様とプログラムのスプレッドは同じになります。一方、トレーダーが取引を行うのは「みんなのFX」であるため、お客様とトレーダーの取引価格やスプレッドは異なります。ストラテジーのシグナル配信に起因してお客様の成行注文が発注されるため、ストラテジーの取引が利益となった場合でも、お客様の取引では損失となることがあります。また、ストラテジーの収益率とお客様の収益率は、必ずしも一緒にはなりません。

「みんなのシストレ」において、一つのストラテジーに対し多数のお客様が取引を実行している場合、お客様の注文の受注順位が他のお客様に比して劣後し、その結果ストラテジーの約定価格と差異が生じる場合があります。

当社は相場急変時、市場の流動性が乏しい状況等により、複数 のカバー取引先から最新の価格を安定的に参照できなくなった 場合や、価格が市場実勢を反映してないと当社が判断した場 合、お客様への価格配信及び注文執行を一時停止することがあ ります。その後、複数のカバー取引先から継続的かつ安定的に 参照することが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反 映した価格であると当社が判断した場合、お客様への価格配信 及び注文執行を再開します。価格配信を停止している間の指値 注文、逆指値注文、IFD注文、OCO注文、IFO注文については、 価格配信の停止時の価格を基準として注文が可能です。また、 注文の取消及び変更も可能となります。ただし、価格配信が停止 している間は注文執行が停止しているため、再開前に受け付け た注文及びロスカット取引は、価格配信の再開後の価格を基準 として注文執行がされます。各注文は「本件FX取引の仕組みに ついて ■本件FX取引の概要 10.注文の執行方法」によるた め、価格配信を停止している間の相場の動向によっては、価格 配信再開時の価格がお客様の保有する建玉のロスカット水準に 達する場合もあるため、再開と同時にお客様の保有する建玉が ロスカット取引の対象となる可能性があります。その場合、再開時 の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずし も再開時の価格でロスカットされるとは限らず、お客様にとって大 きく不利な価格で約定することがあります。これにより、ロスカット 水準付近で執行された場合に比べ、大きな損失が発生する可能 性があり、相場の状況によってはお客様が預託された証拠金を 上回る損失が発生する場合があります。お客様にとって大きく不 利な価格で約定することがあります。これにより、お客様は大きな 損失が発生する可能性があり、預託された証拠金を上回る損失 が発生する場合があります。

9.~23.(省略)

24. 取引終了の事由

それぞれの口座で提示する価格およびスプレッドも異なります。 原則として「みんなのシストレ」は「みんなのFX」と比してスプレッドが広くなります。

お客様がシステムトレードを行うのは「みんなのシストレ」であり、 プログラムが取引を行うのも「みんなのシストレ」となるため、お客様とプログラムのスプレッドは同じになります。一方、トレーダーが取引を行うのは「みんなのFX」であるため、お客様とトレーダーの取引価格やスプレッドは異なります。ストラテジーのシグナル配信に起因してお客様の成行注文が発注されるため、ストラテジーの取引が利益となった場合でも、お客様の取引では損失となることがあります。また、ストラテジーの収益率とお客様の収益率は、必ずしも一緒にはなりません。

「みんなのシストレ」において、一つのストラテジーに対し多数のお客様が取引を実行している場合、お客様の注文の受注順位が他のお客様に比して劣後し、その結果ストラテジーの約定価格と差異が生じる場合があります。

当社は相場急変時、市場の流動性が乏しい状況等により、複数 のカバー取引先から最新の価格を安定的に参照できなくなった 場合や、価格が市場実勢を反映してないと当社が判断した場 合、お客様への価格配信及び注文執行を一時停止することがあ ります。その後、複数のカバー取引先から継続的かつ安定的に 参照することが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反 映した価格であると当社が判断した場合、お客様への価格配信 及び注文執行を再開します。価格配信を停止している間の指値 注文、逆指値注文、IFD注文、OCO注文、IFO注文については、 価格配信の停止時の価格を基準として注文が可能です。また、 注文の取消及び変更も可能となります。ただし、価格配信が停止 している間は注文執行が停止しているため、再開前に受け付け た注文及びロスカット取引は、価格配信の再開後の価格を基準 として注文執行がされます。各注文は「本件FX取引の仕組みに ついて ■本件FX取引の概要 10.注文の執行方法」によるた め、価格配信を停止している間の相場の動向によっては、お客 様にとって大きく不利な価格で約定することがあります。これによ り、お客様は大きな損失が発生する可能性があり、預託された証 拠金を上回る損失が発生する場合があります。

9.~23.(省略)

24. 取引終了の事由

お客様が、次のいずれかに該当する場合、当社は、本件FX取引及び本件オプション取引、本件暗号資産CFD取引に係る全ての契約を解約できるものとします。いずれかの取引のみに係る契約の解約は出来ません。

- (1)お客様が当社に対し当社との本件FX取引に係る契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本件FX取引に係る契約の解約の申し出をしたとき。
- (2)お客様が本件FX取引にて締結した投資顧問契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との投資顧問契約の解約の申し出をしたとき。
- (3)当社の定める(「店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのF X・みんなのシストレ】」39条参照)ところにしたがった「店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」の変更にお客様が同意しないとき。
- 2. お客様が、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、 又は当社が定める禁止行為(「店頭外国為替証拠金取引約款 【みんなのFX・みんなのシストレ】」第22条第1項各号参照)のいずれかに違反し、若しくは当社が定める期限の利益喪失事由 (「店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」第24条各号参照)のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本件FX取引及び本件オプション取引、本件暗号資産CFD取引を停止し、これらに係る全ての契約を解約できるものとします。

(1)~(11)(省略)

本件FX取引の手続きについて

(省略)

店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

(省略)

当社の概要

当社の概要は、次のとおりです。

商号 トレイダーズ証券株式会社

所在地 〒105-0013

東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館 7階加入協会 日本証券業協会(登録番号0802)

- 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号1129)
- 一般社団法人第二種金融商品取引業協会(会員番号347)
- 一般社団法人日本投資顧問業協会(会員番号012-02647)
- 一般社団法人日本暗号資産取引業協会(会員番号1037) (省略)

指定紛争解決機関の連絡先

(省略)

FX取引に関する主要な用語

お客様が、次のいずれかに該当する場合、当社は、本件FX取引及び本件オプション取引に係る全ての契約を解約できるものとします。いずれかの取引のみに係る契約の解約は出来ません。

- (1)お客様が当社に対し当社との本件FX取引に係る契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本件FX取引に係る契約の解約の申し出をしたとき。
- (2)お客様が本件FX取引にて締結した投資顧問契約の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との投資顧問契約の解約の申し出をしたとき。
- (3)当社の定める(「店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのF X・みんなのシストレ】]39条参照)ところにしたがった「店頭外国為 替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」の変更に お客様が同意しないとき。
- 2. お客様が、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、 又は当社が定める禁止行為(「店頭外国為替証拠金取引約款 【みんなのFX・みんなのシストレ】」第22条第1項各号参照)のいずれかに違反し、若しくは当社が定める期限の利益喪失事由 (「店頭外国為替証拠金取引約款【みんなのFX・みんなのシストレ】」第24条各号参照)のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本件FX取引及び本件オプション取引を停止し、本件FX取引及び本件オプション取引に係る全ての契約を解約できるものとします。

(1)~(11) (省略)

本件FX取引の手続きについて

(省略)

店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

(省略)

当社の概要

当社の概要は、次のとおりです。

商号 トレイダーズ証券株式会社

所在地 〒105-0013

東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館 7階加入協会 日本証券業協会(登録番号0802)

- 一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号1129)
- 一般社団法人第二種金融商品取引業協会(会員番号347)
- 一般社団法人日本投資顧問業協会(会員番号012-02647)
- <追加>

(省略)

指定紛争解決機関の連絡先

(省略)

FX取引に関する主要な用語

(省略)	(省略)
令和4年1月15日 改訂 以上	<追加> 以上